

外務省と同時発表

平成 27 年 6 月 26 日

ウクライナの自動車セーフガード措置がWTO協定違反と判断されました ～WTO紛争処理小委員会報告書が公表されました～

WTOは、6月26日(ジュネーブ時間)、ウクライナによる自動車に対するセーフガード措置について、紛争処理小委員会(パネル)の報告書を公表しました。報告書では、同措置は、関税及び貿易に関する一般協定(GATT)及びセーフガード協定(SG協定)に整合しないと判断し、ウクライナに対し措置の是正を勧告しました。本件パネルの判断では、セーフガードの発動要件を明確にしており、恣意的又は不透明なセーフガード措置発動の抑制に繋がることが期待されます。

1. 概要

ウクライナは、平成 25 年 4 月 14 日から 3 年間のセーフガード措置として、乗用車に対して追加関税を課しています(排気量 1000cc-1500cc に 6.46%、1500cc-2200cc に 12.95% の追加関税)。本措置により、日本からの直接の輸入だけで年間約 19 億円の追加関税が賦課された見込みであり、我が国産業界への影響が懸念されます。

2013 年 10 月、我が国は、ウクライナによる本措置が、発動要件(輸入の増加、国内産業への重大な損害、因果関係等)認定の瑕疵及び手続要件の瑕疵の点で GATT 及び SG 協定に違反するものとして、WTO協定に基づく協議要請を行いました。

しかし、ウクライナとの協議で満足できる解決が得られなかったことから、我が国は 2014 年 2 月、WTO紛争処理委員会(パネル)の設置を要請し、同年 3 月にパネルが設置されました。

その後、2014 年 9 月及び 11 月にパネル会合(口頭弁論)が開催され、この度、WTOは本件パネル報告書を公表し、ウクライナのセーフガード措置は、GATT及びSG協定に整合しないと判断し、ウクライナに対し措置の是正を勧告した上で、勧告を実施する方法として措置の撤回を提案しました。

2. パネルの判断内容

パネルは、以下のとおり判断し、ウクライナの措置の違反を認定し、ウクライナに対して措置を協定に適合させるよう勧告し、勧告を実施する方法として措置の撤回を提案しました。

(1)ウクライナは、事情の予見されなかった発展及びGATT1994 に基づいて負う義務(関税譲許を含む)の効果に対し適切な決定を行わなかったことから、GATT第 19 条 1 項(a)に整合的でない。

(2)輸入の増加に対する適切な決定がなされておらず、SG協定第 2 条 1 項に整合的で

ない。

(3)国内産業に対する重大な損害のおそれについて適切な決定がなされておらず、SG協定第4条2項(a)に整合的でない。

(4)輸入増加と国内産業に対する重大な損害との間の因果関係の立証や適切な不帰責要因分析を実施しておらず、SG協定第4条2項(b)に整合的でない。

(5)その他、手続上の違反(公表義務、通報義務、事前協議の提供等)を認定。

3. 意義

本件パネルの判断は、セーフガードの発動要件をより明確にしており、近年新興国においてセーフガード措置の発動が増加傾向にある中、WTOルールの明確化を通じて恣意的又は不透明なセーフガード措置発動の抑制に繋がることが期待されます。

4. 今後の予定

当事国は、公表から60日以内にWTO上級委員会に対して上訴することが可能です。上訴が無い場合には、パネル報告書の内容でWTOとしての判断が確定することとなります。

5. 参考

(1)本件に係る過去のニュース

①ウクライナの自動車セーフガード措置についてWTO協定に基づく協議を要請しました
・経済産業省ニュースリリース(平成25年10月30日付け)

<http://www.meti.go.jp/press/2013/10/20131030004/20131030004.html>

②ウクライナの自動車セーフガード措置についてWTOパネル審理を要請しました
・経済産業省ニュースリリース(平成26年2月13日付け)

<http://www.meti.go.jp/press/2013/02/20140213004/20140213004.html>

(2)セーフガードとは

WTO協定に定められた緊急措置であり、輸入国政府が、自国の産業に重大な損害を与える輸入の急増に対して、その損害を防止するため、対象製品について関税引き上げや輸入数量制限を行うものです。

(3)WTOパネルについて

政府間の協議によって問題解決に至らない場合、パネル(第1審)という準司法的な第三者機関が、WTO加盟国の要請により、問題となっている措置のWTO協定整合性について審理・判断し、違反が認められる場合にはその是正を勧告します。パネルに不服のある当事者は、上級委員会(第2審)に審理を要請することができます。

(本発表資料に係るお問い合わせ先)

・WTO 紛争処理全般について

通商政策局 通商機構部参事官(ルール担当)
(併)国際経済紛争対策室長 小野寺
担当者:田辺、清水

電 話:03-3501-1511(内線 3056)
03-3580-6596(直通)

・自動車産業について

製造産業局 自動車課 企画官 村上
担当者:宮越、小西

電 話:03-3501-1511(内線 3831)
03-3501-1690(直通)

・日ウクライナ経済関係について

通商政策局 欧州課長 信谷
担当者:新倉、飴谷

電 話:03-3501-1511(内線 3001)
03-3501-1096(直通)